多摩消費生活センターの機能強化について(答申案)の第2回部会での意見と対応案

委員名	意見	対応(案)
第1章 1	多摩消費生活センターについて	
柿野委員	・そもそも多摩消費生活センターと飯田橋の総合センターの役割、立ち位置の違いが分からないので、機能の違い等について、丁寧に記載してほしい。	・答申案 P 2 「第1章 1 多摩消費生活センターについて」に多摩消費生活センターと飯田橋の総合センターの役割等について、追記しました。
	・多摩の特性として、高齢者人口が区部と比較し、高いというデータがある。それを踏まえて、高齢者の見守り機能について、記述が必要ではないか。	・高齢者の見守りに関する取組など、都全域における消費者施策に関する事業は、消費生活総合センターが担っています。
五十嵐専門員	多摩消費生活センターの変遷について、「相談機能」の廃止等に係る 記載がない。多摩地域の消費者団体が反対の意見をあげたことをきち んと書いてほしい。	・答申案 P 2 「第1章 1 多摩消費生活センターについて <多摩地域における消費生活センターの変遷>」に多摩消費生活センターの相談機能を消費生活総合センターに一元化した旨を追記しました。
第2章 2	これまでの取組と課題 (2)消費者教育について	
	飯田橋の総合センターと合同開催する講座と多摩が独自に開催する講座があると思うが、それが分かりづらい。多摩の特性を活かした講座とあるので、書き分けを行うと、多摩の独自性が出るのではないか。	・答申案 P 14「第2章 2 現状の課題と今後の取組 (2)消費者教育 ア これまでの取組と課題」に消費生活総合センターとの合同開催の講座と多摩消費生活センター独自の講座について、書き分けしました。
第2章 2	これまでの取組と課題 (3)市町村支援について	
小浦委員	消費者行政に係る交流の場というのがあると消費者行政が充実する。	・答申案P16「第2章 2現状の課題と今後の取組 (3)市町村支援 イ 今後の取組の方向性」に市町村との情報交換について、追記しました。